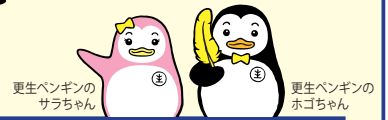


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和4年
3月

Vol.11



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

誰もが暮らしやすい千葉県を目指して



千葉県健康福祉部 部長 加瀬 博夫

千葉県就労支援事業者機構様や会員、協力雇用主の皆様におかれましては、罪を犯してしまった人や非行に走ってしまった少年たちを更生させるため、日頃から様々な支援に御尽力いただいていますことに、深く敬意と感謝の意を表します。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県では県民や事業者の皆様の御協力を得ながら、ワクチン接種の促進等を図り、感染症対策に努めてきたところでありますが、改めまして、多大なる御協力を賜りました皆様に、心から感謝を申し上げます。

さて、近年、犯罪の発生件数は全体として減少傾向にあるものの、再犯者率は5割弱を推移しており、「再犯の防止」は安全に安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌年12月には国の「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

このため、本県では平成30年11月に「千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会」を設置するとともに、法務省から地域再犯防止推進モデル事業を受託し、矯正施設出所後や保護観察期間終了後に福祉的な支援を必要とする人に対して、地域において切れ目のない生活支援を提供する体制づくりを進めてまいりました。

また、千葉県就労支援事業者機構様からは、同協議会の委員として、貴重な御意見・御指導等をいただいております。

本県では、モデル事業での取組や協議会での御意見等を踏まえ、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、「千葉県再犯防止推進計画」をこのたび策定いたしました。

罪を犯した人の中には、様々な生活課題を抱えながらも、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返してきた人がいます。

そのような人たちが社会で孤立したり、十分な支援を得られないことにより、再び罪を犯してしまうことのないよう、国、県、市町村、関係機関及び民間団体等が連携し、社会復帰に向けた“息の長い”支援を行っていくことが必要です。

その中でも、犯罪をした人等の再犯防止に向けては、就労の機会を確保し、就職を支援することで、生活の糧となる収入を得て生活基盤を安定させることが重要です。また、就労は生活のリズムを整えることができるとともに、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このため、福祉的就労から一般就労に至るまで、個々の能力に応じて活躍できる場を確保することも必要であると考えています。

今後は、犯罪をした人等の就労の確保に向けた相談・支援等の充実を、本県の再犯防止施策の柱の一つとして位置付け、「誰もが暮らしやすい千葉県」を目指し、県民の皆様が明るく希望に満ちた笑顔で過ごせる社会を作っていきたいと考えていますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願いいたします。

就労支援事業所の事例

就労支援事例

就労支援から定着支援へ 就労後も本人の更生を望む雇用主と連携して職場定着を支援した事例

【就職活動支援】

支援対象者と観察所で面談。38歳、殺人未遂と監禁で15年服役。中卒後8回程転職。人間関係の悪化が原因で離職を繰り返していた。仮釈放後の帰住地はN市であったため、同市内の協力雇用主会にて探したが地元では大きな事件であり受入は難しいという状況であった。

建設業を希望していたため、帰住地からの利便性を考慮し、K市にある(株)Kを提案し面接を受けた。面接では、(株)Kの所属する(株)Sグループ会長から、更生保護に対する思いや、業務内容の説明、資格取得費用支援制度、独立起業支援制度の説明があった。寮は個室鍵付きで風呂トイレは共用。寮費は1,000円/日で朝食は無料と好条件であった。本人は居住地変更により担当保護司が変わることを懸念したが、「満期まで約半年。お世話になった保護司には生涯の師と仰いでお世話になることをお願いしたらどうか」と勧める。その場では返事を保留。会長から「世の中、めぐり合わせを大事にするように」と諭された。

後日、本人より「担当保護司と相談し(株)Kに入社を決めた。入寮し健康診断受診後に解体工事の現場に入る」との連絡が入る。就労開始の前日に観察所で面談。「頑張りすぎないこと。職場同僚とのコミュニケーションが大事。職場では歳が下でも先輩であるから留意するよう」助言し定着支援に移行となった。

【職場定着支援】

勤務初日に(株)Sグループの会長に受入れのお礼を申し上げた。「現場では若いがいしっかりした出来る親方を付けているので大丈夫」と心強い言葉をいただく。

2週間後、雇用先にヒアリングし「現場に入ってから、休まず真面目に勤務している」ことを確認したが、その直後、雇用先専務より「クレジットカードが3種類届いた。一枚ならと思っていたが。立て続けに届いたし最近いろいろ買い込んでいるので心配」との連絡が入る。当方より観察官に連絡したところ、主任観察官にも同様の連絡が入っており、本人との面接でもブランドのバックや高価な時計を購入したことを確認した。本人は、所内が長かったため作業報奨金がある程度あるはずなので様子を見ることとなった。

当事業所と本人とのヒアリングでは、「現場仕事は想像以上にきついですが楽しい。分からない事ばかりで毎日怒られていますが、会社の専務や所長、会長に良くしてもらっています。会社でも寮でも元気にやっています」との回答。その後、雇用先から「真面目に頑張っています。仕事に慣れてきたら保有する資格が生かせるよう重機のオペに就けようと思う。金使いの問題はいろいろな人がいる。何度も面倒見たこともある。指導していくので問題ない」との報告をいただく。

勤務開始の翌月、雇用先に状況確認。「前月は23日出勤で給与は約27万円。無届休みなし。勤務態度は良好」とのこと。

その後、定着支援期間3ヶ月経過し勤務継続が見込まれるため支援終了となった。



- **就労活動支援から職場定着支援に移行したケースです。支援対象者は就労を開始すると、環境が大きく変わるため不安定になる場合があります。雇用主、観察所と当事業所がこまめに連絡を取り合い、心配な兆候が現れた時に早期にフォローしていくことが職場定着を図る上では大切だと考えています。**



他県の就労支援事業所と連携し、 親に受入れを拒否された千葉県内就労希望者を支援した事例

S 県の保護観察所より連絡。対象者 18 歳（千葉県出身・2 号観察継続中）は S 少年院を仮退院し同県内の協力雇用主に就労したが、人間関係の悪化と低血圧症を原因とした体調不良により休職状態となってしまった。本人は出身地での就労を希望しているが、親に受け入れを拒否されているため、当就労支援事業所でサポートを願いたいとの内容。これに対し支援協力する旨回答し、S 保護観察所と S 県就労支援事業所との協議を経て当事業所にて就職活動支援を行うこととなった。

S 県就労支援事業所から支援対象者の希望職種が塗装・電気・通信・防水・内装工事であること、不良交友が危惧されることから出身自治体以外で入寮可能な就労先を探すようにとの意見を受け当事業所で協力雇用主 4 社を選定し連絡したところ、S 県就労支援事業所が本人と相談し電気工事、塗装工事各 1 社との面接を希望してきた。

面接は、本人が遠方より来県するため、当事業所に 2 社の社長を迎えて同日の午前と午後に個別に設定。本人に加え、当事業所、S 県就労支援事業所各担当者が同席して実施した。S 県に戻ったのち連絡が入り、担当保護司を交えて相談した結果、I 市にある電気工事会社 S 社での就労申し込みとなった。借り上げ社宅など受け入れ準備が整った面接の翌月から就労開始となった。あわせて保護観察事件も千葉保護観察所に移管となり、就労開始後の職場定着支援の対象となった。

- **当事業所には、千葉保護観察所はもとより、千葉県内での就労希望者について他県の観察所、少年院などからも直接支援要請のお問合せがあり、これに対応をしております。また、日頃より訪問やテレビ会議を通じて他県の就労支援事業所とも情報交換を行い、「支援のネットワーク」作りに努めております。**

無料職業
紹介案件

弁護士からの依頼を受け、 自立援助ホーム在所中の未成年女性の就労をあっ旋した事例

再犯防止のための社会復帰支援活動をしている弁護士より連絡。

対象者は、実母から DV 被害を受け自立援助ホーム在所中の 17 歳女性。両親は離婚、父親は再婚したが義母と上手く行かず受け入れ拒否され、姉も一人暮らしを始めてしまっていた。本人は自立して暮らしていきたいと考え、飲食業でアルバイトをしていたが、コロナウイルスの影響で十分な収入を得ることはできない状況にあった。また、就労した場合、当面は自立援助ホームからの通勤が可能であるが、いずれ退所が必要なこと、未成年のため賃貸入居条件となる親族の身元保証が難しいことから、入寮もしくは借上社宅対応のできる就労先を探す必要があった。

当機構で協力雇用主として採用実績のある飲食店に相談。先方も若い人材の長期的視野に立った人材育成を考えていたとのことで早速面接を受ける。女将が対象者を気に入ってくれ、住居についてはお店でアパートを借り上げる方向で、準備が整うまで自立援助ホームから通うことで合意。アルバイト勤務から始め、勤務振りを見たらうで正社員に登用するかどうか検討いただくことになった。

- **当機構が無料職業紹介の許可を得て取り組んだ初めての案件になります。今後もこれまでの経験を活かしてより幅広い方々の支援に取り組んでまいりますので、お気軽にご相談ください。**

トピックス「千葉県再犯防止推進計画」が公表されました

令和4年1月に、千葉県から「千葉県再犯防止推進計画」が公表されました。

この計画は、国の「再犯防止推進計画」に基づくもので、その目的は「誰もが暮らしやすい千葉県」の実現を目指して犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現することにあります。

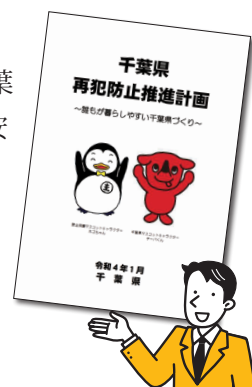
この計画の中には、関係団体としての当機構の役割も明記されています。

計画の達成に向けて、県内の関係各所で具体的な取組みが始まりますが、当機構も地域の安全な社会づくりに貢献できるよう活動してまいります。

当機構の主な役割をまとめますと次のようになります。

- ・ 千葉県内の再犯防止関係機関・団体との連携
- ・ 刑事施設等入所中から保護観察期間終了後まで、継続一貫した就職活動支援・職場定着支援
- ・ 協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築支援
- ・ 刑務所出所者等を雇用する可能性のある事業所に対する啓発、情報の収集や提供
- ・ 支援対象者の立ち直りに資する、その人の希望や特性に応じたきめ細やかな取組み

詳細は千葉県のホームページをご覧ください▶



令和4年度更生保護就労支援事業の入札応募について

当機構は前年度に引き続き法務省の「更生保護就労支援事業（千葉県）」に応募いたしました。事業体制は事業所長兼支援員1名、支援員2名、支援員補助1名の4名を予定しております。また支援目標につきましては、就職活動支援80人、職場定着支援50人となっております。引き続き千葉保護観察所及び各地区保護司会の皆様をはじめ関係団体等のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新規会員のご紹介

令和3年10月以降の新規会員をご紹介します。（順不同、敬称略）

二種会員 (一般の事業者)	・株式会社引地組 ・社会福祉法人生活クラブ	賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	・株式会社サンテック ・株式会社堀ノ内架設
-------------------------	--------------------------	-------------------------------	--------------------------

令和4年2月28日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	143	三種会員	18
四種会員	36	賛助会員	111	合 計	314

ホームページを開設しました

令和4年3月30日にホームページを開設しました。

このホームページは、事業内容のほか、再犯防止に係る就労支援の状況などの計数等も掲載しています。また、当機構の事業報告書、広報紙「支援の絆」のバックナンバーもご覧いただけます。今後もこのホームページを活用して、皆様に情報を公開してまいります。

千葉県就労支援事業者機構 URL <https://www.chibakenkikou.jp>

